

## 第26号議案

### 令和2年度 吉川市下水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和2年度吉川市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| (1) 水洗化世帯数   | 25,474 世帯                |
| (2) 年間総排水量   | 6,499,433 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均排水量  | 17,807 m <sup>3</sup>    |
| (4) 主な建設改良事業 |                          |
| ア 管渠事業       | 376,316 千円               |
| イ ポンプ場事業     | 135,592 千円               |

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	1,423,611 千円
第1項 営業収益	793,584 千円
第2項 営業外収益	630,027 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	1,413,341 千円
第1項 営業費用	1,313,289 千円
第2項 営業外費用	97,052 千円
第3項 予備費	3,000 千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額236,612千円は、当年度分消費税資本的収支調整額25,166千円、当年度分損益勘定留保資金172,526千円及び減債積立金38,920千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	775,422 千円
第1項 企業債	466,700 千円
第2項 他会計出資金	86,053 千円
第3項 国庫補助金	207,900 千円
第4項 負担金	14,769 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,012,034 千円
第1項 建設改良費	579,068 千円
第2項 企業債償還金	432,966 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金損失補償（令和2年度融資分）	令和2年度	金融機関に対する元金、利子及び延滞利子に対する損失補償

(企業債)

第6条 企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	269,800 千円	普通貸借 又 は 証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定するところによる。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
流域下水道事業	46,400 千円			
資本費平準化	150,500 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 職員給与費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、200千円と定める。

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人